

(関係団体) 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

### 災害により被災した要保護児童等への対応について

「熊本県熊本地方を震源地とする地震」の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者等（児童を含む）の要援護者の受け入れに係る緊急的対応及び職員の応援派遣について、別紙1のとおり、各都道府県・指定都市・中核市あてに事務連絡を発出させていただいております。

貴団体におかれてましては、各施設等の安全対策、避難対策等にも柔軟に対応いただいているところと承知していますが、同事務連絡の内容について、各施設等に対し確実に周知いただきますようお願いいたします。

併せて、施設等の定員を超過した受け入れについて、別紙2のとおり、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市あてに通知を発出しております。

各施設等において、要保護児童等の受け入れについて積極的に対応いただくよう、この内容についても、貴団体から周知いただくとともに、施設等の要保護児童等の受け入れに対する支援について、万全の体制をとっていただくようお願いいたします。

また、被災地域にある施設等がその機能を維持できるよう、被災地域における施設等の状況把握や施設等への支援などについて、下記に掲げる事項により、必要な支援等への配慮をお願いいたします。

### 記

#### 1 被災地域における施設等の状況把握について

被災地域にある施設等の物的・人的被害の状況について、随時把握に努めていただきますようお願いいたします。

#### 2 被災地域における各施設等の対応について

機能を維持する施設等において、被災して支援の継続が困難な施設等の要保護児童等やショートステイ、トワイライトステイを必要とする児童等について、自治体と連携し定員を超えて受け入れを行うなどの支援を行っていただくよう、各施設等に対し、積極的に周知を図っていただきますようお願いいたします。

この場合の措置費の支弁については、別紙2の通知に基づく特別基準により支弁するこ

とを可能としています。

また、こうした特例的な受け入れにより必要となる物資や支援職員などについて、県域を越えて物資等の確保や人材の派遣ができるよう、貴団体として必要な支援を行うなど配慮いただきますようお願いいたします。

### 3 被災した施設等に対する支援について

今回の震災により被災した施設等のうち、上記1により把握した施設等の被害状況を踏まえ、また、自治体からの要請があった場合、早期に当該施設の機能を回復できるよう、貴団体においても、必要な物資の支援や必要となる支援職員の派遣などの援助をお願いいたします。

### 4 被災地域における施設等による支援について

避難所等において物資等（水、食料、ミルク、おむつ、衛生用品等）の不足等がある場合にその提供を行うことや、避難所等にいる乳幼児や児童等への支援など、自治体等と連携し、各施設等が自主的に被災地域での支援を行うことができるよう、貴団体においても必要な援助を行っていただくよう配慮をお願いいたします。

### 5 被災地域の復旧に向けた中長期的な支援について

復旧が長期化する施設等や被災者の一部は、引き続き支援が必要となることが想定され、この場合、中長期的に支援を行っていくこととなることから、貴団体におかれては、状況を注視しつつ、自治体と連携し、被災地域の各施設等において児童等の柔軟な受け入れなどが継続して行えるよう、あらかじめ支援体制を検討していただくようお願いいたします。

6 これらの支援に当たっては、物的・人的支援を被災地に安定的かつ速やかに投入する体制整備が不可欠であることから、被災地域や近県と連携・調整し、現地での物資の供給ルートや派遣する人員の受け入れ体制の確保について配慮願います。

以上

(別紙1)

事務連絡

平成28年4月17日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について

1. 「熊本県熊本地方を震源とする地震」の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、緊急的措置として社会福祉施設（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、要援護者の受入れに係る対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
2. 被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するため、職員の確保が困難な施設については、広域的な調整を行いつつ、他施設からの職員の応援派遣について、関係団体や個別の施設設置者への協力要請などにより必要な対応を図っていただくようお願いいたします。なお、厚生労働省から関係団体に対して、既に協力要請を行っていることを申し添えます。

また、都道府県間での派遣が必要となった場合には、国において調整を図ることとしていますが、具体的内容については、後日お知らせしますので、ご了承下さい。

(別紙2)

雇児福発0417第2号  
障障発0417第1号  
社援保発0417第1号  
平成28年4月17日

各  
都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市  
民生主管部局 御中

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長  
( 公 印 省 略 )

社会・援護局保護課長  
( 公 印 省 略 )

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

平成28年熊本県熊本地方の地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う  
特例措置等について

平成28年熊本県熊本地方の地震の発生に伴い、現在、多くの方々が避難所等への避難を  
余儀なくされている状況にありますが、障害児、乳幼児等の要援護者に対しては、福祉サー  
ビス等の確保に努めていただくとともに、避難所等における困難な生活の解消を図る必要が  
あります。

このため、考えられる取組や留意事項及び特例措置等については、以下のとおりとなりま  
すので、対応に万全を期すようお願いいたします。

## 1 児童福祉施設等での受け入れ

### (1) 広域的調整体制の構築

避難所等に避難している要援護者の中には、障害児、乳幼児等で福祉サービス等を利用する必要がある者がおり、今後、これらの者を把握し、受け入れ先を調整した上で施設入所等、福祉サービス等を提供することが必要となる。

このためには、

ア 避難所等に避難している障害児や乳幼児等について、福祉サービス等が必要な者及びその需要を把握すること。

イ アで把握した福祉サービス等の提供が必要な者に対して、被災地等における福祉サービス事業者等において福祉サービス等をどの程度対応できるか把握すること。

ウ さらにイで対応できない場合には、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、福祉サービス等の広域的な利用調整が行えるよう体制を整えること。

等が必要である。

また、被災地周辺における施設入所者の需給状況によっては、施設の種別を超えて利用することが適当な場合も考えられる。

については、「ア」の状況を把握するとともに、施設入所について幅広く「ウ」の調整を行うことができる広域的調整体制の構築に努められたい。

### (2) 入所対象者について

ア サービスの提供は、受け入れる施設において、既存スペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。

イ 受け入れ先の施設の種別は、施設入所者を受け入れる場合については、本来、措置等を行うべき施設種別への調整を行うことが望ましいものであるが、地理的な事情等により、緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを行っても差し支えない。

また、病弱者の場合には、入院等必要な医療の確保に配慮すること。

ウ 多数の要援護者を受け入れることにより、職員の不足をきたしている施設については、広域的調整体制の下で、他施設からの職員の応援派遣について調整などをお願いしたい。

## 2 在宅福祉サービス等の実施

避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービス等の提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮すること。

## 3 費用負担に係る特例措置等

(1) 児童福祉施設等での受け入れ

ア 入所対象者について

(ア) 措置施設等の入所者が他の措置施設等へ避難した場合の措置費支弁

措置等は継続されているものとして、措置費は避難元施設の単価で避難元施設へ支弁し、避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。

(イ) 措置施設等において、避難所又は在宅の者を受け入れた場合の措置費支弁

① 定員内での受け入れ

当該受け入れ施設の通常の措置費支弁と同様に支弁

② 定員超過での受け入れ

定員超過した員数に、当該受け入れ施設の措置費単価を乗じて支弁。

③ 受け入れが月の途中の場合には、事務費、事業費とも「措置費単価」を「その月の日数」で除した額に「その月の入所日以降の日数」を乗じた額（1円未満切捨）を支弁する。

④ 種別の異なる施設での受け入れの場合に、当該入所者にとって必要な経費が支弁費目にならないことが生じるが、このようなケースについては、別途、必要経費を支弁して差し支えない。

(ウ) 1(2)ウについて、受け入れ施設が職員派遣元施設に支払うべき派遣経費については、受け入れ施設に対し、措置費の特別基準により支弁することとする。

(エ) 費用徴収における減免措置については、現行の規定に基づき、個々に判断して行うものとする。

[現行規定の要約]

前年に比して収入の減少、不時のやむを得ない支出の発生等により負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められる場合は、階層区分の変更を行っても差し支えない。

(2)(1)により費用負担に係る特例措置等を行った場合は、厚生労働大臣の承認が得られたものとして取り扱う。

なお、これにより難しい場合には、個別協議により対応するものとする。

4 保護施設における対応

保護施設においても、必要があれば、要援護者を受け入れることが可能であり、その場合の費用負担については、3によるものとする。